

献血のお願い

茨城県赤十字血液センターの移動採血車による献血を実施します。現在、輸血用血液が不足し輸血医療に支障をきたすおそれがあります。皆様のご協力をお願いします。

○7月の予定

日	時	場 所
7/1 (月)	9:30～11:30	緒川総合支所
	13:30～16:00	美和総合支所

問 茨城県赤十字血液センター ☎029-243-5121
H・P <http://ibaraki.bc.jrc.or.jp/index.html>
かがやき健康推進課健康推進G ☎54-7121

6/23～29は男女共同参画週間です

男女共同参画週間は、平成11年6月23日に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」にちなみ、国によって制定されました。

今年度のキャッチフレーズは「紅一点じゃ、足りない」に決定しました。男女共同参画社会の実現には、男性と女性がお互いを尊重し、性別にかかわらず、仕事と家庭・育児・介護・地域活動等とともに取り組んでいくことが大切です。

この機会に、私たち一人ひとりが、できることから始めていきましょう。

【男女共同参画社会基本法】

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

②社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

③政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる機会を確保していきましょう。

④家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができるようにしていきましょう。

⑤国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組んでいきましょう。

問 内閣府男女共同参画局

H・P <http://www.gender.go.jp/>

本庁 市民協働課市民協働G

☎52-1111 内線126・127 FAX 53-5415

家族介護慰労金についてのお知らせ

高齢者に対する扶養意識の高揚と介護者の苦勞に報いることを目的として、在宅で重度要介護高齢者を介護している方に家族介護慰労金を支給します。

以下の支給要件を満たしている方が対象となりますので、該当すると思われる方は最寄りの担当窓口で申請手続きを行ってください。(個人へのお知らせは特に行いませんのでご注意ください)

提出された申請書の内容を審査し、11月頃に結果の通知や慰労金の支給を予定しています。なお、慰労金の支給方法が、昨年度から指定口座への振込に変更となっています。

○主な支給要件

- ①重度要介護高齢者、介護者ともに市税や保険料等の未納がないこと
- ②重度要介護高齢者が市民税非課税であること
- ③病院への入院や施設等への入所(短期入所や介護保険サービス適用の宿泊サービスを含む)の合計日数が、対象期間内で90日を超えていないこと
- ④要介護4もしくは5の認定が、基準日前に6か月以上継続していること(平成24年12月31日現在で同等の認定を受けていること)
- ⑤重度要介護高齢者、介護者ともに市内に住所を有していること

○基準日 6月30日

○対象期間 平成24年7月1日～平成25年6月30日までの1年間

○受付期間 7月1日(月)～31日(水)

○慰労金の額 12万円または6万円

※介護保険サービスの利用状況により支給金額が異なります。

■重度要介護高齢者

市内に住所を有し、基準日前6か月以上に渡り要介護4もしくは5の認定を受けている、またはそれと同等の状態にあると市長が認めた方で、市民税が非課税である方

■介護者

市内に住所を有し、重度要介護高齢者の日常生活を無報酬で介護する方

問 本庁 介護高齢課介護・高齢者福祉G

☎52-1111 内線175

山支 市民福祉課福祉健康G ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課福祉健康G ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課福祉健康G ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課福祉健康G ☎55-2111(代表)